

聖和保育園重要事項説明書

(2026 年 4 月 1 日現在)

1. 運営主体

運 営 者 名 称	一般社団法人トリー
代 表 者 氏 名	中西 文葉
所 在 地	東京都板橋区前野町3-30-15
電 話 番 号	047-316-2578

2. 利用施設

施 設 種 類	保育所			
施 設 名 称	聖和保育園			
所 在 地	市川市新田5-4-2			
電 話 番 号	047-316-2578			
施 設 長 名	井原 英恵			
職 員 数	21名			
認 可 年 月 日	平成28年4月1日			
利 用 定 員	3号認定			
	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	6人	6人	8人	20人
	2号認定			
	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	8人	8人	8人	24人
運 営 方 針 等	○保育理念 キリストの愛と平和の精神を柱として、感謝する心を持ち、健康で明るく、自立して、平和を作り出し、社会に貢献する豊かな人間性を持った子どもを育てる。 ○子ども像 ・感謝する子 ・自ら行うことの喜びを知る子 ・思いやりをもって、共に生きる喜びを知る子 ・心身が丈夫な子 ・心の豊かな子 ・自ら考え、積極的に行動し、最後までやりぬく子 ○保育方針 (1) 子どもが安心感と信頼感をもって生活できるよう、子どもの目線に立って愛情豊かに見守り、一人ひとりの気持ちをしっかり受け止め、その主体的な活動を育む。 (2) 子どもが自ら伸びる力を大切に、成長と個性に応じた多様性のある保育をする。 (3) 子どもを中心に、家庭と園と地域が一体になって、共に育ち、共に喜ぶ関係を築く。			

特色ある教育	（１）リトミック：リトミックは、スイスで生まれた音楽教育の手法です。音楽を体全体で感じ、表現しながら、その喜びと楽しさを味わうことができます。リズム感、音感だけでなく、集中力や創造力、情緒を育み、お友だちと一緒に表現することで社会性も身に付けていくことができます。 （２）モンテッソーリ教育：子どもの主体性により選択された活動を、納得いくまで、集中して取り組むことができるように見守り、必要に応じて助け、子ども自身が「できた！」という達成感を感じることができる活動を生活の中で保障していきます。 （３）英語遊び：子どもの音の敏感期を捉えて、日本語での手遊び、歌遊びと同様に、英語を使った歌や手遊びを楽しみます。季節感や発達に合わせた英語の歌に合わせて手や体を動かしながら、英語特有のリズムやイントネーション、表現に自然と親しむことができます。 ※それぞれ専任講師が月１回来園します。
--------	---

3. 施設概要

敷	地	面積 267.61㎡	
建	物	鉄骨造 7階建	延床面積 258.94㎡
施 設 の 内 容	0歳児室	面積 20.1㎡	
	1歳児室	面積 20.1㎡	
	保育室	2歳児室	面積 16.94㎡
		3～5歳児室 A	面積 23.85㎡
		3～5歳児室 B	面積 23.88㎡
	遊戯室	3～5歳児室 A・B をホールとして使用可	
	調理室	面積 13㎡	
	園 庭	新田春日神社を園庭代替地として利用する。 面積 1,300㎡	

4. 職員体制

職名	人数
園長	1人
保育士	16人
子育て支援員	1人
栄養士	1人
調理師	1人
事務員	1人

5. 保育を提供する日・時間・休園日等

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
開園時間	月～金 7時30分～19時30分 土 7時30分～17時30分
保育標準時間認定を受けた方の利用可能時間	7時30分～18時30分
保育短時間認定を受けた方の利用可能時間	8時30分～16時30分
休園日	年末年始（12月29日～1月3日） 及び日曜日・祝日

※平日 18：30 以降は延長保育となります。

※延長保育を希望される場合はご相談ください。

※土曜保育を希望される場合は、事前申請が必要になります。

6. 利用者負担（保育料）等について

（１）保育料は、世帯の市民税の合計額により、居住する市町村が決定して通知します。

（２）教育・保育に要する物品又はサービスに係る実費相当額は、以下のとおりです。

- ① 入園準備費 9,000～18,000 円程度/年（別紙参照） ※年齢に応じて異なります。
- ② 副食費 （3 歳児以上） 4,500 円/月
- ③ 遠足費 （3 歳児以上） 交通費等 実費のみ
- ④ 補食費 （延長保育利用者のみ） 200 円/回 2,000 円/月極

7. 利用の開始及び終了に関する留意事項

（１）利用の開始に関する留意事項

○入園後、子どもの状態に合わせて慣らし保育を 1～3 週間を目安に行います。

（２）利用の終了に関する留意事項

以下の場合には、保育の利用は終了となります。

- 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- 居住する市町村による支給認定（２号認定または３号認定）を有しなくなったとき
- 欠席期間が２ヶ月を超えるとき（長期欠席届を提出、受理されている場合は除く）
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

8. 緊急時における対応

保育中に体調の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医または主治医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

嘱 託 医	内 科	さたクリニック (市川市新田 3-23-16 電話：047-377-1553)
	歯 科	なかがわ歯科医院 (市川市新田 5-4-19 電話：047-321-1541)

9. 非常災害時の対策

非 常 時 の 対 応	別途消防計画の定めるとおり ※保育園にて閲覧可能	
避 難 訓 練	月 1 回実施	
管 轄 警 察 署	市川警察署 (市川市鬼高 4-4-1 電話：047-370-0110) 市川駅前交番 (市川市市川 1-1 電話：047-326-2985)	
管 轄 消 防 署	市川市消防局西消防署 (市川市市川 1-24-2 電話：047-323-0119)	
緊 急 時 避 難 場 所	宮田小学校	所在地 市川市新田 4-8-15
	国府台女子学院	所在地 市川市菅野 3-24-1
緊 急 時 連 絡 先	園名義携帯電話 070-1543-5762	

10. 保育内容及び育児に関する相談・意見・要望

相談・苦情受付担当	松本 幸子 (保育士)
相談・苦情解決責任者	井原 英恵 (園長)
第 三 者 委 員	橋本 雅子 (新田・平田地域 主任児童委員 電話：047-378-8693)
そ の 他	園にご意見箱を設置

11. 虐待の防止のための措置

園児の身体及び日々の様子について保育士等が連携を取りながら毎日の視診やクラス巡回等で日常に対応し、園長等へすぐに報告・連絡・相談ができるように保育を実施しております。また、職員を含めた虐待等の疑わしい状況があった場合には「市川市子ども虐待対応マニュアル」に沿って対応を行います。なお、保育園は虐待の事実があった場合及び虐待が疑われる場合には、児童相談所等への通報義務があります。

12. 保険に関する事項

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険金額	1 事故につき 7 億円

独立行政法人日本スポーツ振興センター 加入

13. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 本園では、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。
- (2) 保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。